

令和9年度学童保育所入所申請について

申込期間

令和8年11月9日（月）～令和8年11月13日（金）

午前9時から午後5時まで

通年利用・休期（夏休み等）のみの利用共に同期間で受付を行いますので、ご注意ください。

申請用紙は10月28日（水）からこども福祉課で配布します。

申込場所

蟹江町役場こども福祉課または下記の日程で各学童保育所でも受付

学童保育所（電話番号）	受付日時
舟入学童保育所（95-1011）	11月9日（月）16時30分～18時
蟹江学童保育所（95-6030）	11月10日（火）16時30分～18時
学戸学童保育所分館（96-2116）	11月11日（水）16時30分～18時
須西学童保育所（96-7754）	11月12日（木）16時30分～18時
新蟹江学童保育所（95-5441）	11月13日（金）16時30分～18時

提出書類

・令和9年度学童保育所入所申請書

※申請書提出後に就労証明書等を提出していただきます。用紙は提出時にお渡しします。

※現在入所中のかたで来年度も引き続き入所を希望されるかたは、入所の申請が必要です。

（申請されない場合、退所した扱いとなります）

※食物アレルギーのある学童利用児童は入所決定後、学童に「学校生活管理指導表の写し」を提出していただきますので、お手元に写しを保管するようお願いいたします。

連絡事項

毎年多くの入所期間変更の希望がありますが、保育の準備及び待機児童に大きく影響いたしますので、**平日は期間の変更を不可とさせていただきます。（平日の利用をなしにすることはできます。）**ただし、やむを得ない理由がある場合は、事前にご相談ください。休期については、変更可能ですが、年度途中の変更が原則無いようにお願いします。

また、申請された全ての方が入所できるわけではありません。

入所希望者多数の場合は、入所をお断りする場合があります。

入所までの流れ

学童保育所入所申請書提出：11月9日（月）～11月13日（金）

↓

就労証明書等提出：1月4日（月）～1月22日（金）（土・日・祝日を除く）

↓

入所決定通知（家庭調書等送付）：2月上旬～2月中旬予定

↓

家庭調書等の提出（各学童保育所等へ）：2月下旬予定

※就労証明書・家庭調書等の提出が期間内に確認できない場合、入所をお断りさせていただきます。

長期休暇等期間

※令和9年度の長期休暇期間はまだ未確定のため大幅に変更となる場合があります。

平日利用期間：令和9年4月9日（始業式）～令和10年3月24日（修了式）

春休み（4月）：4月1日（木）～4月8日（木） 実質7日間

夏休み：7月21日（水）～8月31日（火） 7月実質9日間・8月実質26日間

冬休み：12月24日（金）～1月6日（木） 実質7日間

春休み（3月）：3月25日（土）～3月31日（金） 実質6日間

連絡先：蟹江町役場 民生部 こども福祉課 95-1111（内線159）

学童保育所利用料

○ 通 年 利 用 者

月 額				7, 000円	
春・夏・冬休みを利用した場合					
春休み		夏休み		冬休み(12・1月)※	
4月	9, 000円	7月	9, 000円	12月	9, 000円
3月	9, 000円	8月	13, 000円	1月	7, 000円

※冬休みは12月・1月まとめたの申し込みとなります。ひと月ごとの利用はできません。

○ 春・夏・冬休みのみ利用者

春休み		夏休み		冬休み(12・1月)
4月	3, 000円	7月	3, 000円	3, 000円
3月	3, 000円	8月	13, 000円	

※冬休みは12月・1月まとめたの申し込みとなります。ひと月ごとの利用はできません。

○ 早 朝 ・ 延 長 利 用 者

早朝(7時30分から8時30分)利用者	延長(18時00分から19時00分)利用者
1回 100円	1回 100円

(注1)早朝の利用は、土曜日と休日のみになります。

(注2)土曜日は延長保育は行いません。

(注3)早朝保育及び延長保育を利用するには、別途『早朝・延長保育申込書』及び『就労証明書
(早朝・延長保育申請書)』を学童保育所に提出する必要があります。

平 日

・利用をなしにする場合：前月末日までに変更届をこども福祉課又は学童保育所に提出してください。
前月末日までに変更届の提出がない場合、翌1カ月分の料金がかかってしまいますので、ご注意ください。
※期間の変更はできません。

・利用を増やす場合：前月15日までに変更届をこども福祉課又は学童保育所に提出してください。
なお、年度途中での期間の追加に関しては、確約できるものではございませんのでご了承ください。

休 期

・利用を減らす場合：前月末日までに変更届をこども福祉課又は学童保育所に提出してください。
前月末日までに変更届の提出がない場合、翌1カ月分の料金がかかってしまいますので、ご注意ください。

・利用を増やす場合：前月15日までに変更届をこども福祉課又は学童保育所に提出してください。
なお、年度途中での期間の追加に関しては、確約できるものではございませんのでご了承ください。

※どちらの変更も状況によっては変更をお断りすることもございますのでご了承ください。
・生活保護法による被保護世帯の保育料は、1,000円です。
・母子・父子世帯の保育料は、半額です。
・早朝料金及び延長料金はすべての世帯の方一律で1回利用するたび100円です。